

仕 様 書

1. 業務件名

令和8年度生活保護法診療報酬明細書等点検業務委託（単価契約）

2. 業務場所

大和郡山市役所内

3. 業務期間

契約締結日 ～ 令和9年3月31日

4. 業務目的

電子化された生活保護法診療報酬明細書、調剤報酬明細書及び施術費給付承認書等（以下「レセプト」という。）の点検を行い、生活保護法による医療扶助費の適正な支出を目指す。

5. 業務内容

（1）単月点検

医科・歯科・調剤及び訪問看護の各種レセプトの単月分を対象とし、資格及び内容についての点検を行うこと。

点検に当たっては下記内容に留意の上実施すること。なお、算定内容については、厚生労働省令等で示された基準に従って点検すること。

- （a）縦計・横計の検算
- （b）算定内容についての関連（診療開始日・初診・在宅欄・退院日等）
- （c）検査に係る算定内容の妥当性
- （d）各種指導料・管理料の算定回数及び算定内容の妥当性
- （e）各種処置・検査・注射回数の妥当性
- （f）診療内容の傷病名に対する妥当性
- （g）特別食と傷病名の関連
- （h）長期に及ぶ投薬の妥当性
- （i）各種薬剤と傷病名との適応及び投与日数、回数の妥当性（各種レセプト同士の突合（調剤と医科、調剤と歯科、訪問看護と医科）等による）
- （j）調剤における調剤料の誤り
- （k）その他請求内容の妥当性

（2）縦覧点検

医科・歯科・調剤及び訪問看護の各種レセプトの直近3ヶ月分を対象とし、資格及び内容についての点検を行うこと。

点検に当たっては下記内容に留意の上実施し、各種レセプトを突合すること等により、点検業務の効率化に徹すること。

- （a）重複請求・同一医療機関の重複検査等
- （b）連月での初診料算定の可否
- （c）注射での長期にわたる施行
- （d）規定されている手術の妥当性
- （e）特殊検査の連日施行の妥当性
- （f）連月でのレントゲン施行の妥当性
- （g）CT・MRI撮影の連月施行の妥当性

- (h) 連月でのルーチン検査の妥当性
- (i) リハビリテーションの施行期間の妥当性
- (j) 新規入院・継続入院の妥当性
- (k) 頓服・外用薬の投与量
- (l) 投薬日数の上限が規定されている薬剤についての投与の妥当性
- (m) 抗生剤等の長期にわたる投薬についての妥当性
- (n) その他の請求内容の妥当性

(3) 柔道整復等レセプト点検

以下の事項について、単月の施術費給付承認書を点検すること及び前2ヶ月の施術費給付承認書を点検することで、事務的不備がないか点検を行う。

- (a) 負傷名及び算定部位の妥当性
- (b) 初検料及び時間外加算等の算定の妥当性
- (c) 往療料の算定の妥当性
- (d) 再検料の算定の妥当性
- (e) 近接部位の算定の妥当性
- (f) 温罨法、冷罨法及び電療法の加算の算定の妥当性
- (g) 多部位施術の算定の妥当性
- (h) 長期施術の算定の妥当性
- (i) 頻回施術に関すること
- (k) 施術情報提供料の算定の妥当性
- (l) その他の請求内容の妥当性

(4) 再審査請求対応

(1) 及び(2)の各点検について

各点検の結果に基づき、支払基金への再審査請求に必要となる書類等(再審査内訳表等)を作成すること。なお、再審査請求については、クラウドサービス(富士通 Rezept Plus)を用いて手続きを行う。

(3)の各点検について

各点検等の結果、記載漏れなど軽微な誤りがあったものについては施術業者に電話連絡し返戻する。

各点検等の結果をまとめた「施術レセプト点検等指導リスト」を作成する。リスト掲載者のうち、施術報酬の算定に係るものは、施術業者に電話で連絡して改善を求め、施術の給付の妥当性に係るものは、改善取り組み依頼文書を作成する。また、施術の給付の妥当性に係るものについて、施術業者から問い合わせがあった際の対応は、受託者が行うものとする。また、改善取組結果を記載したリストを取りまとめ、減額実績を委託者に報告する。

なお、上記事項に係る業務を遂行するに当たっては、受託者は施術業者からの問い合わせ等について専用の電話回線を確保することで備えるものとする。

(5) 受診者指導資料作成

年に4回、医療扶助適正化に向けた受診者指導のためのリストを作成すること。(ただし(a)のリストについては年に2回。)抽出するリストの内容については、その都度発注者より指示するものとする。

- (a) 向精神薬以外の医薬品の重複・多剤投与者リスト
- (b) 向精神薬重複投与者リスト
- (c) 頻回受診者リスト
- (d) 重複受診者リスト
- (e) 自立支援医療(精神通院)適用可能受診該当者リスト
- (f) 自立支援医療(更生医療)適用可能受診該当者リスト

(6) その他

詳細な毎月の業務内容については、必要に応じ発注者と受注者とで協議の上決定する。

6. 請求方法等

原則として、1ヶ月間の単月点検件数に契約金額（単価）を乗じた金額を記した請求書を、翌月10日までに担当課へ提出すること。

なお、請求書と同時に1ヶ月分の業務完了報告書を提出すること。

7. 個人情報保護について

本業務によって知り得た情報は、個人のプライバシーに関わることであり、個人情報保護の観点から、関係法令・条例を遵守し、決して外部に漏洩しないよう誠実に対処すること。また、職を退いた後も同様とする。

8. その他

(1) 本仕様書上に記載されている、受託者側で判断しかねる内容については、都度、本市にて判断するため、業務管理責任者を通じて判断を仰ぐこと。

(2) 本仕様書に記載されていないが比較的軽微なものだと判断できるものについて、受託者は誠意をもって対応をすること。ただし、当該費用は受託者負担とする。

9. スケジュール

委託期間中の業務スケジュールは、おおむね別紙1のとおりとする。

令和8年	4月	単月点検（レセプト1月分）、 柔道整復等レセプト点検（3月） 再審査請求対応
	5月	単月点検（レセプト2月分）、 柔道整復等レセプト点検（4月） 再審査請求対応
	6月	単月点検（レセプト3月分）、 縦覧点検（レセプト1月・2月・3月分）、 柔道整復等レセプト点検（5月及び前2ヶ月） 再審査請求対応、受診者指導資料作成
	7月	単月点検（レセプト4月分）、 柔道整復等レセプト点検（6月） 再審査請求対応
	8月	単月点検（レセプト5月分）、 柔道整復等レセプト点検（7月） 再審査請求対応
	9月	単月点検（レセプト6月分）、 縦覧点検（レセプト4月・5月・6月分）、 柔道整復等レセプト点検（8月及び前2ヶ月） 再審査請求対応、受診者指導資料作成
	10月	単月点検（レセプト7月分）、 柔道整復等レセプト点検（9月） 再審査請求対応
	11月	単月点検（レセプト8月分）、 柔道整復等レセプト点検（10月） 再審査請求対応
	12月	単月点検（レセプト9月分）、 縦覧点検（レセプト7月・8月・9月分）、 柔道整復等レセプト点検（11月及び前2ヵ月） 再審査請求対応、受診者指導資料作成
令和9年	1月	単月点検（レセプト10月分）、 柔道整復等レセプト点検（12月）、 再審査請求対応
	2月	単月点検（レセプト11月分）、 柔道整復等レセプト点検（1月）、 再審査請求対応
	3月	単月点検（レセプト12月分）、 縦覧点検（レセプト10月・11月・12月分）、 柔道整復等レセプト点検（2月及び前2ヶ月） 再審査請求対応、受診者指導資料作成

※なお、上記4月点検については令和8年4月16日までに実施すること。

入札金額について

1. 入札書に記載する金額については、以下の内容により算出すること。

(1) 入札仕様書に定める業務の実施に必要となる一切の費用を、契約期間中のレセプト点検枚数を31,300枚（医療等31,000枚+柔道整復等300枚）として見積もる。
ただし、上の費用には消費税額及び地方消費税額を含めないこと。

(2) (1)で求めた額を31,300で割り、1枚あたりの単価（入札書記載金額）を算出する。
ただしその単価に1円未満の端数がある時は、小数第3位を四捨五入すること。

(3) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の「100分の10」に相当する金額を加算した額をもって落札金額とする。

よって入札者が消費税及び地方消費税にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、(2)で求めた入札書記載価格は契約希望金額の「110分の100」すなわち消費税抜きの金額であること。

2. 1で求めた額を入札書に記載する際は、以下の各例に従うこと。

(例1) 12.3456...円→小数第3位を四捨五入して12.35円

			¥	1	2	円	3	5	—
--	--	--	---	---	---	---	---	---	---

(例2) 12.3円

			¥	1	2	円	3	0	—
--	--	--	---	---	---	---	---	---	---

(例3) 12円

			¥	1	2	円	0	0	—
--	--	--	---	---	---	---	---	---	---